

令和4年第5回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月10日(火)午後2時00分から午後2時20分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員(8人)

	2番	笹山	勝彦
	3番	荒道	秀雄
	4番	鹿原	仁
	7番	浜谷	秀雄
	8番	長根	義則
	10番	中城	司
	12番	土橋	剛
会長職務代理者	13番	横道	文男

4. 欠席委員(6人)

	1番	坂	政和
	5番	堰合	とし
	6番	阿部	範彦
	9番	久保	雅庸
	11番	郷州	公典
会長	14番	百目木	憲一

5. 出席農地利用最適化推進委員(1人)

鳥屋部	地区	堰合	繁
金山沢	地区	向井	成男

6. 欠席推進委員(8人)

石鉢	地区	森	正浩
田代	地区	水合	達徳
登切	地区	清水頭	保孝
赤保内	地区	桑原	英世
大蛇	地区	上山	清治
道仏	地区	糸坪	岩雄
小舟渡	地区	平戸	三雄

7. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第12号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の  
許可について

第4 議案第13号 非農地証明申請について

8. 農業委員会事務局職員

参 事（事務局長） 西 山 圭 一

総括主幹（事務局次長） 森 淳

主 査 十文字 綾 紀

## 9. 総会の概要

事務局	<p>それでは、令和4年第5回農業委員会総会を開催します。 修礼を行いますので、ご起立ください。 礼。 直れ。 農業委員会憲章唱和であります、コロナウイルス感染防止の観点から、自粛することといたします。 ご着席下さい。</p> <p>はじめに会長挨拶ですが、少数制の総会としておりますので、今回は百目木会長に代わって、横道職務代理者をお願いします。</p>
職 代	<p>今日は皆さん忙しくなってきた中をこのようにおいでくださいましてありがとうございます。とりわけ田んぼ農家はこれから大変一年で一番忙しい時期となります。それに伴って事故もこれから多発しますのでくれぐれも事故のないようお互いに作業しましょう。新しくなりました職員の方々、農業委員会のためご尽力くださるようよろしくお願ひいたします。この前の総会が私の担当でしたが体調を崩してしまいまして今回ここに立っております。次回も私が担当ですのでよろしくお願ひいたします。今日の案件は少しですが皆様慎重審議よろしくお願ひいたしまして簡単ではございますが私の挨拶といたします。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、階上町農業委員会会議規則第8条第2項の規定により、会長が欠けた場合は、職務代理者が議長になることになっておりますので、横道職務代理者に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員8名、農地利用最適化推進委員2名です。</p> <p>農業委員の数が過半数に達していますので、令和4年第5回階上町農業委員会総会を開催します。 これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。 日程第1、「会議録署名委員の指名について」を議題とします。 会議録署名委員は、議長において、7番 浜谷委員、8番 長根委員を指名いたします。 日程第2、「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。</p>

	<p>会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、会期は、本日 1 日と決定します。 日程第 3 議案第 12 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件を議題といたします。 審議を行う前に、階上町農業委員会会議規則第 24 条の規定により、堰合推進委員が議事参与の制限に該当すると認められるので、暫時の間、別室にて待機をお願いします。</p>
委員	<p>(堰合推進委員 退出)</p>
議長	<p>それでは、事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 12 号について朗読いたします。 1 ページをお願いします。【議案朗読】</p>
	<p>それでは、議案第 12 号の詳細について説明いたします。 番号 1 は、譲渡人から譲受人が売買により農地を取得するもので、譲渡人は、今後農業に従事する意思は無く、このまま放置されると農地の荒廃が進むことから、譲受人が購入し、ながいも、長ねぎ、リーキ等を作付けする予定となっております。譲受人に関しては、現在もながいも、長ねぎなどの生産を行い、農業を行っていることから農地法第 3 条第 2 項各号の規定には該当しないと考えますので、許可相当と考えるものです。 以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、番号 1 の地区担当の向井推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>4 月 26 日午後 2 時 40 分頃、百目木会長、西山局長、森さん、鹿原委員、堰合委員、自分とで現地を確認してきました。詳細については、事務局からの説明のとおりです。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。  ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>無いようですので採決します。議案第 12 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件に 賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 12 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件は承認します。  堰合推進委員の入室を許可します。</p>
委 員	<p>(堰合推進委員 入室)</p>
議 長	<p>次に、日程第 4、議案第 13 号「非農地証明申請について」の件を議題といたします。事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 13 号について朗読いたします。  2 ページをご覧ください。【議案朗読】</p>
	<p>議案第 13 号の詳細について説明いたします。</p>
	<p>本案は、農地所有者から農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの非農地証明願いが提出されたことに伴い、農地でないことを証明したいので、ご提案するものです。</p>
	<p>番号 4 について申請地は鳥屋部字重郎内の田 1 筆と畑 2 筆、同じく鳥屋部字柳下内の畑 1 筆の合計 4 筆の申請となります。うち、鳥屋部字重郎内の畑 1 筆を除く農地は農業振興地域内の農地です。いずれも令和 4 年 3 月 31 日に、所有者から申請があり、遠方に居住しているため、20 年以上前から耕作しておらず、農地に復元することが困難である土地である旨の申請がありました。</p>
	<p>昨年度の荒廃農地調査でも再生不可能の農地として報告済みの農地であり、また平成 22 年の航空写真でも当時から林野化している点を確認しております。令和 4 年 4 月 26 日に現地確認を行いました。申請のとおり樹齢 20 年～30 年程の木が樹生していることを確認しております。以上のことから農地法の運用についての第 4 の (4) の再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に該当し、農地法第 2 条第 1 項の</p>

	<p>農地に該当しない非農地として判断するものでございます。      以上で議案の朗読、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。      ただいまの事務局の説明に関連して、番号4の地区担当の堰合推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>4月26日午後2時から会長、局長、次長、鹿原委員、自分と5名で確認いたしました。詳細については事務局のとおりでございますので、審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。      ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので採決します。議案第13号「非農地証明申請について」の件は、推進委員報告のとおり「非農地」と判断することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第13号「非農地証明申請について」の件は「非農地」と判断することに決定します。</p> <p>これにて、本会議に付議された全案件が終了しました。      以上をもちまして、令和4年第5回階上町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>修礼を行います。      礼。 直れ。 ご着席ください。</p> <p>令和4年5月10日</p> <p>議事録署名者 議 長 _____ 横道 文男 _____      7 番 _____ 浜谷 秀雄 _____      8 番 _____ 長根 義則 _____</p>

